

別表4

## 支出に係る決裁基準表 定款細則第40条関係

区分	項目	摘要		決裁権者及び決裁金額（単位：万円）					備考	
				支出負担行為(稟議書)			支出命令書			
				施設長等	常務理事	理事長	施設長等	常務理事		理事長
全般的項目	人件費	有期雇用、臨時職員を含む		全額			全額			支出負担行為兼支出命令
	公債費	借入金に係る元利償還金		全額			全額			
	積立金				100万円未満	100万円以上		全額		
	固定資産（新規資産取得に係る工事請負費を含む）・物品等の購入	(参考) 随意契約の範囲は、1000万円以下	購入総額	30万円	50万円	1000万円まで	30万円	30万円以上		1000万円超の契約：理事会
	固定資産等の除却、物品等の廃棄		帳簿価格	30万円	50万円	1000万円まで		全額		帳簿価格1000万円超の処分
	交際費等の支出		1回の金額	1万円	5万円	左を超えるもの		全額		
	修繕費等の支出	補修費、改修費の支出を含む	1件の金額	30万円	50万円	1000万円まで	30万円	30万円以上		1000万円超の契約：理事会
	教育・研修に要する費用の支出		1件の金額	1万円	5万円	左を超えるもの	30万円	30万円以上		
	出張(研修会参加を含む)に要する費用の支出	支出負担行為(稟議書)は、出張命令書	1回当たり	県内出張(宿泊を要するものを含む)	県外出張(宿泊を要しないもの)	県外出張で宿泊を要するもの	30万円	30万円以上		
	対外的な寄付、広告に関すること。		1回当たり		1万円	左を超えるもの		全額		
給食等関連項目	商品等の仕入	給食等の仕入に限る	1回の金額	全額			全額			支出負担行為兼支出命令
	原料、材料の購入	給食等の仕入に限る	1回の金額	全額			全額			
その他	リース契約		契約期間の総額	100万円	300万円	左を超えるもの				
	その他の費用の支出		1件の金額	30万円	50万円	1000万円まで	30万円	30万円以上		1000万円超の契約：理事会

施設長等：今村クリニックは常務理事、亀山苑は苑長、グリーンライフ川内は施設長、その他の事業所は、本部長(グリーンライフ川内施設長を兼ねる)

